

平成28年(ヨ)第16号 ウェブサイト削除等仮処分命令申立事件

債権者 部落解放同盟、組坂繁之、片岡明幸、西島藤彦、藤川正樹、宮瀧順子

債務者 宮部龍彦

答 弁 書

平成28年4月18日

横浜地方裁判所相模原支部保全係 御中

神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1-23 102号

レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ(送達場所)

宮部 龍彦

電話 046-252-6301

FAX 020-4664-2806

第1 申立ての趣旨に対する答弁

- 1 債権者の申立てをいずれも却下する。
- 2 申立費用は債権者らの負担とする。

第2 申立ての理由に対する答弁

1 「第1 当事者」「1 債権者ら」について

- (1) 債権者解放同盟が「部落住民、部落出身者で構成する自主的大衆団体」であることは否認する。

2011年3月4日に定められた「部落解放同盟綱領」(疎乙1)によれば、債権者解放同盟は「部落民を核とする大衆運動団体」とされており、部落民について「歴史的・社会的に形成された被差別部落に現在居住しているかあるいは過去に居住していたという事実などによって、部落差別をうける可能性をもつ人の総称であ

る」と定義されている。

従って、「部落民」でない者も参加していると解釈できるし、何をもってある人を「部落民」と認定するのも、債権者解放同盟の解釈次第である。

- (2) 債権者組坂繁之ら5名が「被差別部落出身者」であることは否認する。

部落解放同盟綱領(疎乙1)によれば「被差別部落とは、身分・職業・居住が固定された前近代に穢多・非人などと呼称されたあらゆる被差別民の居住集落に歴史的根拠と関連をもつ現在の被差別地域である」とされる。

しかし、明治4年8月28日付太政官布告第448号(疎乙2 いわゆる「解放令」であり、旧憲法第76条により、現在でも有効な法律である)により、穢多・非人等に由来する法律上の身分は存在しない。各自が日常生活において自称することは勝手であるが、裁判の場でそのような身分を主張することは、法の下での平等に反し、許されない。本件において、債権者組坂繁之ら5名と債務者は法律上同等の身分である。

従って、債権者組坂繁之ら5名が「被差別部落出身者」であることは疎明されておらず、そもそも疎明が不可能な事柄である。もしそのようなことを裁判所が認定するのであれば、裁判所が言わば「人別帳」を作成するのと同等であって、解放令および憲法14条1項に違反する。

- (3) 債権者組坂繁之と債権者西島藤彦の役職については認める、他3名の役職については不知。

- (4) 債権者組坂繁之ら5名が「現に別紙ウェブサイト目録3で住所、電話番号等が公開されている者である」という点については不知、ないしは否認する。

平成28年4月9日に債務者が別紙ウェブサイト目録3に掲載された連絡先に実際に電話して確認したところでは、債権者組坂繁之については別人宅であり、債権者宮瀧順子の電話番号は存在しないものであった。

2 「第1 当事者」「2 債務者」について

債務者が「同和地区 Wiki」を開設したことは認めるが、運営・管理していることは否認する。現在、債務者は「同和地区.みんな」ドメインの所有者であるに過ぎない。

「同和地区 Wiki」は Wikipedia と同様に不特定多数により編集可能なサイトであって、当初から債務者は一編集者の立場に過ぎず、多くの内容は債務者以外の不特定多数の手によって作成されたものである。

その余は認める。

3 「第2 被保全権利の存在」「1 ウェブサイトの構造」について

- (1) ウェブサイト「示現舎」を債務者が運営管理していることについては否認ないし争う。ウェブサイト「示現舎」は法人としての示現舎合同会社により運営されているサイトである。

債務者が「全国部落調査」を取得して電子化して「同和地区 Wiki」に公開したことは認める。

「部落差別を助長する記事を多数掲載している」ことは否認する。これは債権者の持論に過ぎない。示現舎は法人化前から同和

問題をテーマにした書籍を出版しており、人権に関わることについてメディアが口を閉ざす状況を打破することを目的としている。一貫して運動団体、行政、制度、メディアのあり方を批判してきたのであり、部落差別を助長するような記事を書いたことは一度もない。例えば過去の出版物(疎乙3、疎乙4)では、同和地区に対する税の減免、同和問題と情報公開のあり方等を批判した。

(2) 「(2)ウェブサイト「鳥取ループ」については認める。

(3) ウェブサイト「同和地区 Wiki」を債務者が運営管理していることは否認する。「同和地区 Wiki」は Wikipedia と同様に不特定多数により編集可能なサイトであって、債務者は「同和地区.みんな」ドメインの所有者であるに過ぎない。

「別紙ウェブサイト1(1)乃至(4)のリンク」を債務者が掲載したことは認めるが、ウェブサイト目録2・3は債務者が掲載したものではない。なお、ウェブサイト目録3のページは既に存在しない。

(4) 「(4)債権者ツイッター」については認める。

債務者は出版人であり表現者であるから、横浜地方裁判所の仮処分関係の書類をオークションに出品する等の平和的な表現行為によって、出版・表現の自由の侵害に対して抵抗するのは当然であり、正当なことである。

なお、この件について債権者解放同盟は「各都府県連、支部ではヤフー社にたいして抗議文、抗議電報などを集中するとりくみをおこなった」とのことである(疎乙5)。

4 「第2 被保全権利の存在」「2 別紙目録記事の内容」について

(1) 「(1)別紙目録1」の1段落目については認める。

しかし、全国部落調査は部落地名総鑑と同じではない。全国部落調査は(昭和11年)1936年に財団法人中央融和事業協会が「融和事業の積極的計画化」のための基礎資料として作成したものである(疎乙6 4頁)。財団法人中央融和事業協会は1925年に政府の外郭団体として設立され、1941年まで存在した団体で部落の経済振興などを目的としていた(疎乙7 1頁)。

従って「部落差別を助長し、固定化する機能を有する」ものではない。

逆に、全国部落調査を隠すのであれば、そうする限り隠す理由として「部落差別はなくなっていない」と言い続けなければならない、むしろ部落差別を固定化することになる。80年前の本を隠すということが既に異常なことであるし、この先また80年後も隠し続けるということも考えられないことである。

(2) 「(2)別紙目録2」の1段落目については認める。

しかし、少なくとも現在地、備考については債務者が記載したものである。これは、不特定多数の研究者によって書かれたものである。また、差別を助長する意図については否認する。

苗字の記載については、仄聞するところでは、アマチュアの姓氏学・地理学・地誌学の研究者によるものである。苗字の研究は、同和問題に関わらずこの種の研究には重要なことである。

一例として、1992年に北九州市の企画により作られた「ひらくまち」という記録映画は、北九州市小倉南区北方3丁目で行われた同和事業がテーマとなっており(疎乙8号証)、その中で北方部落の住民は小倉競馬場で雇用されており、北方出身者が滋賀県の

栗東トレーニングセンターでも活躍している趣旨のナレーションがある。実際に苗字の分布を調べると、北方部落の特徴的な苗字である「今浪」姓の世帯が滋賀県栗東市にも存在し、資料の正しさが裏付けられる。また、ヤクルトスワローズの今浪隆博選手の実家が北方部落にあることは、同和問題研究家の間では知られた話であるように、苗字を検証することで部落の出身者が様々な場面で活躍していることが分かる。

他にも、かつて膠産業が盛んだった滋賀県愛知郡愛荘町川久保の特徴的な苗字である「姓農」が、同じく膠産業が盛んだった東京都荒川区荒川に存在することから、2つの地域の交流が推測されるなど(実際に複数の文献に滋賀県と東京都の皮革・油脂産業の関連について記述がある)、苗字によって歴史を紐解くことは学術的に重要な手法である。

甲賀忍者の苗字、平家ゆかりの苗字、北海道のアイヌに多い苗字、中国系・韓国系の苗字といったものは言うことがはばかれるような物でもないのに、部落に限って問題視するのは、債権者こそが部落を特殊なものとみなしているからである。

(3) 「(3)別紙目録3」については知らないし否認する。

別紙目録3について債務者において記載したという点は否認する。これは債務者以外の者が書いたものであり、内容の出处や意図、正確性について債務者は推測以上のことは分からない。

なお、このページは債務者がツイッターで平成28年4月7日に「人物一覧ページを作成した方は、自主的に発信防止措置を取られたし。」と呼びかけたところ、同日削除されている。

また、同和地区 Wiki は不特定多数が編集可能なサイトであるから、債権者においても訂正・削除することが可能であるのに、長らく放置されていた。

「さあ、存分に誇ってください」等の記述は、同和事業が盛んだった時代に「立場宣言」あるいは「部落民宣言」といって、部落民であることのカミングアウトが学校で子供に強制されていたこと(疎乙9, 10)、また、解放新聞等に掲載された部落解放同盟関係者の住所を電話帳等で調べることが部落の場所を特定する手段の1つになっている事実を皮肉っているものと思われる。

(4) 「(4)別紙目録4」の1段落目については認める。

しかし、2段目の記載については、あくまで債権者らと横浜地方裁判所を皮肉ったものであって、部落差別を煽ったり助長したりする意図はない。

横浜地方裁判所平成28年(ヨ)第154号については、拙速に審尋が行われたため、債務者は満足な答弁書を書く余裕もなく、仮処分が決定された。しかも、仮処分の対象となる物が存在しないと債務者が言っていたのに、債権者が強制執行を申立て、執行官が必要ないのに示現舎合同会社の事務所の鍵をピックアップして強制的に立ち入る事になったものである。(疎乙11号)

裁判所は国民審査の対象となっているのだから、国民は裁判のあり方について言論によって法廷外で批判する自由がある。

5 「第2 被保全権利の存在」「3 現在も残る深刻な部落差別」について  
柱書にある通り、同和問題が未だに存在することは認めるが、その経緯、原因、現状は債権者の説明とは大きく様相が異なり、争いがある。

以下、特に債務者の認識と異なるところを付言する。

- (1) 江戸時代末期には「同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定」されたというのは古い学説であり、現在の研究では否定されている。穢多・非人等は「身分外身分」という呼び方がされ、他の身分の下層に存在したのではなく、別個の身分階層として存在したというのが現在の通説である。なお、現在ではいわゆる「士農工商」という身分の序列も否定されている。

法令全書・明治4年(疎乙2)によれば、穢多・非人等に対する身分差別を廃止した明治4年8月の太政官布告は61号ではなく、448号および449号である。448号は国民に対して布告されたもので、449号は府県に対して布告された言わば行政法である。なお、449号には穢多・非人等に対する地租(土地に対する固定資産税)等の税の減免を廃止する旨が定められているが、ごく近年までこれに反して同和地区に対する固定資産税の減免が行われていた(疎乙12)。

壬申戸籍について、どれだけ「元穢多」等の記載があったのかは今では確認できないが、京都産業大学文化学部の灘本昌久教授によれば、そのような記載は例外的なものであって99%は平民と記載されていると指摘している(「部落の過去・現在・そして…」109 ページ(阿吽社、1991年))。

なお、戸籍の「本籍地」の記載は人の移動が激しくなった大正期には、ほぼ意味がないものとなっており、どこにでも(例えば皇居、北方領土、沖ノ鳥島でもよい)動かせるのが実情である。また、出生地も文字通り病院などの出生した場所であって、いわゆる「出身



地」とは違う概念であるし、現在は市区町村までの記載となっている。それにも関わらず「戸籍から部落民が分かる」といった間違っただ通説が蔓延し、部落解放同盟はそのような誤解を解こうとするどころか、未だに綱領で戸籍制度の廃止を主張して(疎乙1 3頁)誤解を広めているのが現状である。

戦後の同和対策事業の時代には、同和対策関係法令はあくまで地域を対象としたものであって、「部落民」や「被差別部落出身者」を規定していなかったのに、地方自治体が勝手に「属地属人」といった用語を用いて部落民を認定するという矛盾した状況があった。現在でも、厚生労働省が「同和関係者」を認定して失業保険の上乗せ支給をしている実態がある(疎乙13)。

水平社宣言について、「ケモノの心臓を裂く対価」はいささか誤解を生む表現である。「全国部落調査」(疎乙6)によれば、獣の解体を行うような仕事が部落の主な産業であったわけではなく、実際は農業やその他の雑業が多い。

「第二次大戦に突き進む体制の下で弾圧され、部落解放運動は解散させられた」という根拠は見当たらない。

- (2) 「部落民に対する差別は依然として存在し、その改善は遅々として進まなかった」ということは、全ての部落に対して一般化して言えることではない。

当時の政府は同和問題を放置していたわけではなく「全国部落調査」のような非常に詳細な資料が存在したことから分かる通り、各地で部落の改善事業が行われていた。例えば大阪市の舟場地区のように、1963年の時点で改善事業が非常に成果を挙げて、

経済状況や結婚差別の問題も改善され、1969年以降の同和事業の対象にならなかった地域もある(疎乙14)。

1965年の政府の同和対策審議会答申が疎甲12号証として出されているが、これは完全なものではない。同和対策審議会答申は調査部会の報告書が付属した分厚いもので、当時はこれを書籍化したものが債権者解放同盟を含む運動団体によって相当数頒布され、今でも図書館で読んだり、古書店で買ったりすることができる。この附属書類には「同和地区精密調査報告書」として部会が抽出調査した同和地区の地名や詳細な状況が掲載されており、岡山県の同和地区の地名が列挙された部分もある(疎乙15)。「同和問題が未解決」と政府が認める一方で、当時は同和地区を隠すことで問題を解決しようという発想がなかった。

ところが、1975年のいわゆる「部落地名総鑑事件」の後、一転して同和地区名を是が非でも隠すような現象が見られるようになった。例えば昭和52年1月15日の衆議院内閣委員会の議事録(疎乙16)によれば、昭和49年に作られた同和地区精密調査報告書が古書店により高値で販売されていることが問題となっている。昭和40年に同様の報告書が盛大に頒布されたのに、そういった経緯が一切忘れられていることが伺える。

- (3) 「現在もなくなるしない部落差別」の内容については、債務者と債権者の間には大きな認識の差がある。

アは「身元調査がある」ということをもって「被差別部落出身者かどうかを判断するための調査・情報収集がなされる」ということには論理の飛躍がある。身元調査の目的の内訳が示されていない。

そもそも、1973年のいわゆる「三菱樹脂事件」(民集 27 卷 11 号 1536 頁)で最高裁大法廷が民間企業による身元調査や就職差別は正当であると取れる判決をしており、また、公務員においても例えば家族に共産党員がいれば警察官になれない若しくは、なれたとしても出世できないといったことは公然のことであって、そのような状況で民間企業に身元調査・就職差別をするなど徹底することは不可能であると考えられる。

また、債権者解放同盟も出自・思想信条を入会の要件としているように、民間団体については何らかの「差別」を認めないと社会が成り立たない側面がある。企業の労働組合が特定の政党を支持することがあるし、政治団体や宗教団体の関連企業、民族系の商工組合といったものの存在が顕著な例である。

なお、債権者部落解放同盟の関連団体として、各地に部落の企業で組織された「部落解放企業連合会」(企業連)と呼ばれる企業組織があり、2008年頃まで鳥取県においては企業連会員に公共事業を優先発注していた実態があり(疎乙17、18)、指名競争入札に係る加点状況を見ればどれが部落の企業か分かる実態があった。このように、自分たちの利益になるなら部落住民を特定してよいが、それ以外は認めないという態度では、規範意識は育たないと考えられる。

イについては、前述したとおり、そもそも戸籍謄本から「被差別部落出身」を判別できるものではない。

債権者は「身元調査＝部落出身者の調査」と決めつけてミスリードしている。戸籍謄本を取得するのは、まず既婚者でないかどうか

判断するためと考えるのが自然であるし、是非は別として家族に犯罪者がいないか、破産者がいないか、特定の宗教団体や政治団体の関係者がいないかという調査の可能性もあり、全てが部落差別に関係するものであるとする根拠はない。

従って、「身元調査はそれ自体が部落差別なのである」という結論は、単に債権者らの持論に過ぎない。

一方、債務者において部落差別があると感じるのは、同和問題に関する記事を書いているという、出版関係者からはよく「殺されませんか？」のようなことを言われることである。多くの人はそもそも部落問題には無関心ではあるが、公務員や出版関係者からは部落の人間は過激派集団のように思われていて、彼らが「差別はいけない」とか「差別はしない」と言うのも、単に自分が差別者だと認定されたくないという保身に過ぎないと感じるところがある。また、公務員による「同和への恐れ」は異常なものがある。

また、滋賀県草津市の新田地区のように同和対策事業が始まる当時の1969年にスラムの状態だった部落は、当時の子供がまだ現役世代であり、親の貧困が子に継承されるという階層化が完全に解消されていない地域もある(疎乙19, 20)。そういった地域が「部落はガラが悪い」といった評判の震源になっていることがある。

しかし、そういった問題に対して債権者解放同盟が真剣に取り組んでいるとは思えない。部落の地名一覧を出したら本件のようなことになるなら、怖くてうかつに部落の場所を特定するようなことを言えないし、特定しなければ問題解決のための議論もできないからである。また、特定の地域の問題のはずなのに、あたかも部落

全般の問題のように情報が広がってしまう。

実際、滋賀県甲賀市、福岡県那珂川町で、部落を特定するような発言をした地方議員が懲戒されてしまった例があり(疎乙21、22)、同和問題に関する議論を萎縮させる結果になっている。

- 6 「第2 被保全権利の存在」 「4 「部落地名総鑑」の問題点」についてこの部分については争う。

特に(3)について、「部落地名総鑑」は、被差別部落の地名のみが記載された図書であり」とあるが(1)には「この「部落地名総鑑」には、被差別部落の名称、所在地、戸数、主な職業が都道府県別に記載され」とあり、話の前後が噛み合っていない(おそらく、債権者らは既成の定型文をコピーペーストしているので、このようなことになるのだと考えられる)。

少なくとも「同和地区 Wiki」は被差別部落名だけでなく、様々な文献の記述が引用され、各地の部落の状況や歴史が記述されているウェブサイトである。

また、部落の地名だけが記載された文献であっても、他の文献と組み合わせて使うことができるので、「差別目的以外に利用価値がない」ことはない。

- 7 「第2 被保全権利の存在」 「5 本件各記事が債権者らのプライバシーの権利を侵害すること」について

(1) 「(1)本件各記事の内容」については一部否認する。

①別紙ウェブサイト目録1の全国部落調査に掲載された部落の数は5367ではなく、5361である。

③は「債務者において」作成したものではない。

(2) 「(2) 別紙ウェブサイト目録3の記事がプライバシー権を侵害することは明白である」ことは否認する。この記事は債務者が作成したのではなく、その内容が正確なのか、何が情報源なのか(もとは公開されたものなのか、非公開のものなのか)も分からない。少なくとも、「組坂繁之」の名前で掲載された連絡先は別宅であり、「宮瀧順子」の名前で掲載された電話番号は実在しないものである。

(3) 「(3) 別紙ウェブサイト目録1及びウェブサイト2の記事がプライバシー権を侵害することも明白である」ことは否認する。

そもそも「被差別部落出身者」という身分は現憲法下では存在しておらず。あってはならない身分である。住所地が「全国部落調査」に載っていれば「被差別部落出身者」であるという説明は債権者の独自の見解に過ぎない。

住所によって「被差別部落出身者」という身分に属するかどうかが決まるという趣旨の債権者の説明こそ差別的である。

債権者らが法律上「被差別部落出身者」であるということはありません、債務者と全く同等の一国民である。

単なる地名がプライバシーだと言うのであれば、地域の歴史や、地域の評価を論じることもプライバシーだと言いがかりをつけられることになり、学問の自由、表現の自由が極端に狭められることになる。もし、部落は例外だと言うのであれば、それこそ部落に対して特殊な扱いをすることであって、差別である。

部落(あるいは同和地区)の地名を公開することがプライバシー侵害なのであれば、疎乙8号証、疎乙14号証、疎乙15号証、疎乙19号証、疎乙20号証のような資料を公開することもプライバシ

一侵害となり、部落の歴史を研究した書物を出版することも、公の場で同和問題を論じることも、ほとんど不可能になる。

部落の地名を掲載した書籍は他にもありふれており、債権者部落解放同盟の関係団体によるものもある(疎乙23、24、25)。

2010年には厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活改善係が、「隣保館の対象地域は同和地区である」旨の回答を大阪府に対してし(疎乙26)、同年、社会福祉法人大阪府総合福祉協会が全国の隣保館の一覧を記載した資料を作成した(疎乙27)(編集者は債権者解放同盟関連団体の部落解放・人権研究所。この文献は国立国会図書館で見ることができる)。

また、国立国会図書館は鳥取県東部に現在も残る地名で「穢多村」の場所が記載されている「因幡誌」をインターネットで公開している(疎乙28)。

もし、債権者らに、仮処分とはいえ部落の地名公開はプライバシー侵害であると言って削除させる権利があるのなら、歴史や同和问题研究者の生殺与奪を債権者らが握ることになり、学問の自由や表現の自由に対する重大な人権侵害となる。

8 「第2 被保全権利の存在」「6 本件各記事が債権者らの名誉権を侵害すること」について

これについては全て否認する。「被差別部落出身者」という法律上の身分は存在せず、住所が部落であれば被差別部落出身者であるということも債権者らの独自の見解に過ぎないことは既に述べたとおりである。

宇都宮地裁栃木支部昭和33年2月28日判例を引き合いに出して

いるが、部落に住んだからと言って「病気」ではあり得ず、部落の住民を病人と混同した債権者らの主張こそ差別的なものである。

債権者こそ「部落の住民は差別される」と、部落を一括りにしたステレオタイプな主張を繰り返し、部落住民の名誉権を侵害している。

- 9 「第2 被保全権利の存在」「7 本件各記事が債権者らの差別されない権利を侵害すること」について

これについては全て否認する。

債権者らは申立書で自ら「被差別部落出身者」とであると表明している。それ自体、差別されるという意味を含んでいる「被差別部落出身者」という言葉を使い、差別されること自体が自らのアイデンティティであるかのように表明しておきながら、「差別されない権利」を有すると主張することは卑怯であり、人を惑わす行為である。

債権者解放同盟は自ら「被差別部落出身者」のよる団体であることを表明しており、「自分たちは差別されている」と、自らの尊厳を侵害することを自身で表明しているものである。政治団体の構成員を特定することは政治活動の一環として必要なことであるし、個人情報保護法は政治活動を規制の対象から明示的に除外している。政治団体自ら「被差別部落出身者」であることを表明しておきながら、構成員を特定した者にその責任をなすりつけるのは権利の濫用である。例えば、「解放同盟の委員長は被差別部落民だ」と1人が言って、もう1人が「解放同盟の委員長は組坂繁之だ」と言った場合、明らかに誰が被差別部落民かを特定したのは前者の人であるのに、債権者らの主張は後者の人に責任をなすりつけようとするものである。

「差別されない権利」を有するというのであれば、自ら「被差別」などと



言わずに、平等な一国民の立場として申立てを行うべきである。

- 10 「第2 被保全権利の存在」「8 本本件各記事が債権者解放同盟の「業務」を円滑に行う権利を侵害すること」について

これについては、全て否認する。

債権者解放同盟の活動は政治運動であって、業務ではない。政治運動を思い通りに行うことは、債権的な権利ではない。債権者申立書で、わざわざ「業務」とカッコ書きしていることは、業務という解釈に無理があることを債権者らが認識している証左である。

以下、特に説明すべき部分について付言する。

- (1) 「(2)「業務」を円滑に行う権利の侵害」「ア 債権者解放同盟の活動の阻害」について

部落の場所をウェブサイトに掲載することが「差別の解消をめざす債権者解放同盟のこれまで積み上げてきた取組みが水泡に帰し、現在及び将来の活動に著しい支障が生じる」とするが、債権者解放同盟の綱領(疎乙1)には「部落解放が実現された状態とは、部落民であることを明らかにしたり、歴史的に部落差別を受けた地域が存在していても、何らの差別的取り扱いや排除・忌避を受けることなく人間としての尊厳と権利を享受し、支障なく自己実現ができる社会環境になることである」と書かれている。

従って、むしろ部落や部落民が明らかにできるようにすることが債権者解放同盟の活動目的なのだから、ウェブサイトに部落の場所が掲載されていても債権者解放同盟の活動を阻害することにはならない。

最高裁第二小法廷平成 26 年 12 月 5 日判決は、滋賀県が保

有する文書を情報公開制度によって公開することの是非を争ったものであって、本件とは何の関係もない。本件は、債権者らが保有していない文書、さらには文書ですらない漠然とした情報について、その扱いに不満を持った債権者らが意のままにしようとしているものである。

- (2) 「(2)「業務」を円滑に行う権利の侵害」「イ 債権者解放同盟の構成員たる被差別部落民の人格権の侵害」について

まず、何人であろうと、法律上存在していない、また存在してはいけない「被差別部落民」という身分であることはあり得ない。

また、債権者らが述べているのは「自分たちの政治的主張とは相容れない歴史的な文書を発掘され、相容れない主張をされたので、悔しい思いをした。だから人格権を侵害された」という趣旨のことであって、業務とは関係ない。

そのような事で業務妨害と言いがかりを付けられるのであれば、政治的な議論をすることは不可能であって、民主主義に著しく反することになる。

- (3) 「(2)「業務」を円滑に行う権利の侵害」「ウ 具体的な業務遂行への支障の発生」

債権者らの述べていることは、漠然とした可能性であって、また「関係各所への働きかけや債務者への対応」は債権者が任意に政治活動として行っていることであって業務ではない。

一方、債権者らは債務者が代表を務める示現舎合同会社に対して、不必要な強制執行の申立てを行い、執行官に会社事務所に立ち入らせている(疎乙11)。

また、ヤフー株式会社に対して抗議文、抗議電報を集中するという業務妨害を行ったことを表明している(疎乙5)。

11 「第3 保全の必要性」について

柱書について、否認する。

「債務者が執拗に部落差別を助長する情報を発信し続けている」というが、「部落差別を助長する情報」というのは、単に債権者らの政治的見解に過ぎない。出来る限り詳細で正確な情報が国民に共有されることは、むしろ同和問題の解決に資するものである。

12 「第3 保全の必要性」「債務者が部落差別を助長する情報発信継続に執着していること」について

(1) 「別紙目録4の追加掲載」について

債務者が紙目録4の情報をインターネットに掲載したことは認めるが、部落差別を助長する情報であることは否認する。

(2) 「ヤフーオークションへの出品」について

債務者が横浜地方裁判所平成 28 年(ヨ) 154 号の副本すべてをヤフオク！に出品したことは認める。しかし、プライバシー権等の権利を侵害し、部落差別を助長するという点については否認する。

13 「第3 保全の必要性」「債務者による債権者らの人権侵害の意図は明確であること」

(1) 「(1)債権者解放同盟との面談における債務者の言動」について

「本件ウェブサイト目録1ないし3の掲載を自分が行っていることを前提として」という点は否認する。同和地区 Wiki は不特定多数で編集されているものであって、内容について債務者の一存でどう

にかなるものではないと伝えている。また債務者に人格権等侵害の意図はない。

その余は認める。

(2) 「(2)法務局指導への対応」について

否認する。東京法務局長が債務者に対して行ったのは行政指導ではない。行政指導の場合は「勧告」がされるもので、債務者が受けたのは「説示」である。

(3) 「(3)債務者の別事件における訴訟記録の暴露」について

本件とは無関係な事件であり、認否しない。

(4) 「(4)出版差止関係の裁判記録の暴露」について

債務者が出版差止等仮処分命令申立(横浜地方裁判所平成28年(ヨ)154号)の申立書・陳述書・仮処分決定書等をインターネットに公開したことは認める。しかし、債務者は訴訟があれば全ての書類を公開するわけではなく、個人情報に公開することに執着しているわけではない。

本件は出版や表現の自由に関わる事件であり、社会的な関心が高いと考えられることから公開したものである。

### 第3 債務者のそのほかの意見

#### 1 債権者らが当事者適格性を有しないこと

別紙ウェブサイト目録1の「全国部落調査」は約80年前に財団法人中央融和協会が作成したものであって、債権者らとは何の関係もない文書である。また、債権者に関することが書かれているわけでもない。また、債務者と債権者が何らかの契約を取り交わしたこともない。

従って、本件は20世紀初頭に融和事業団体が部落の調査をした資

料を発掘したら、21世紀になって当事者を自称する人が現れて、政治的な都合で「差別だから削除しろ」と主張しているに過ぎない。

このような異常・異様は通常ならあり得ないはずで、債権者らの主張を受け入れることは、同和は異常・異様であると国民に知らしめることであって、むしろ差別を助長することである。

## 2 仮処分が同和問題に関する研究、議論を萎縮させること

疎甲12号証の同和対策審議会答申が出された1965年より後の1986年、同和対策審議会の後継機関として設置された地域改善対策審議会が政府に意見書(疎乙29)を提出した。その意見書では、「民間運動団体の行き過ぎた言動に由来する同和問題はこわい問題であり、避けた方が良いとの意識の発生は、この問題に対する新たな差別意識を生む要因となっている」「同和問題について自由な意見交換ができる環境がないことは、差別意識の解消の促進を妨げている決定的な要因となっている。民間運動団体の行き過ぎた言動が、同和問題に関する自由な意見交換を阻害している大きな要因となっていることは否定できない。いわゆる確認・糾弾行為は、差別の不合理性についての社会的認識を高める効果があったことは否定できないが、被害者集団によって行われるものであり、行き過ぎて、被糾弾者の人権への配慮に欠けたものとなる可能性を本来持っている。また、何が差別かということ民間運動団体が主観的な立場から、恣意的に判断し、抗議行動の可能性をほのめかしつつ、さ細なことにも抗議することは、同和問題の言論について国民に警戒心を植え付け、この問題に対する意見の表明を抑制してしまっている」と指摘されている。なお、債権者解放同盟は当時この意見書に猛反発した。

実際、1975年の部落地名総鑑事件の時、債権者解放同盟は糾弾と称して企業に強要行為を行い、糾弾された企業は同和問題企業連絡会を結成させられ、債権者解放同盟の政治運動に協力させられることになった(疎乙30)。この組織は40年たった現在も大阪同和・人権問題企業連絡会といった名前で存続している。

債権者解放同盟は本件に関しても「各都道府県連・支部は、組織をあげて鳥取ループ糾弾闘争に立ち上がろう」と機関誌で呼びかけており(疎乙31)、本件申立てを「糾弾闘争」の一環として行っていることは明らかである。

本件申立てを認めることは、「糾弾闘争」を認めることであって、再び「同和は怖い」という感情を惹起し、同和問題に関する研究、議論を萎縮させるものである。

### 3 債務者とは無関係なウェブサイトが含まれていること

ウェブサイト目録2, 3, 5については、現在はドメイン名のみ債務者が管理しているものであって、内容についてまで債務者が管理しているものではない。

ウェブサイト目録4については、債務者が知らない誰かがコピーして作成したものと考えられ、債務者とは何の接点もない。

### 4 申立ての趣旨が曖昧かつあまりに広範囲すぎること

申立の趣旨にある「債務者は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙ウェブサイト目録記載の各記事等につきウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化(いずれも一部を抽出しての掲載等を含む)等の一切の方法による公表をしてはならない」ということについて、債務者の表現行為全般を将来にわたって禁止する

ものであるから、債務者の表現の自由を著しく侵害し、債務者に対する不当な人権侵害である。

また、ウェブサイト目録2, 4, 5については不特定多数により編集されているものであるから、刻々と内容が変わっており、なおかつ債務者もその全体像が分からないほど膨大なものである。ウェブサイト目録5については「1～3に推する情報が記載された一切のウェブページ」とあるが、何を以て「類する」とするのか曖昧で、対象が特定されていない。さらに「一部を抽出しての掲載等を含む」となると、1文字でも2文字でも「一部」には変わらないから、あまりにも範囲が広く、もはや債務者が把握することはできないため、文面通りに仮処分命令が出されたとしても、債務者が履行することは不可能である。

例えば、疎乙32号証のように、全国部落調査の内容を利用しているが、全く違う趣旨で作られた出版物を債務者が頒布することが本件申立ての趣旨の命令に反するのか、判然としない。

#### 5 仮処分の必要性がないこと

ウェブサイト目録に記載された全ての内容は、著作権の保護期間が切れているか、「同和地区 Wiki」に「Public Domain」との記載がある通り、誰も著作権を主張していないものであり、事実上誰でも自由にコピーし、利用できるものである。従って、既に各所に拡散されており、何者かによってウェブサイト目録4のような内容をそのままコピーしたサイトまで登場しているから、もはや削除することには意味が無い。各情報の提示は不特定多数による一種の「社会運動」として行われているものなのだから、言論には言論で対抗するのが筋である。

学術的にも重要な情報であり、顕著な事実として横浜地方裁判所平

成 28 年(ヨ)154 号の件が新聞等で広く報道されたことから世間の注目を集めていることから、既に十分に知れ渡っていると考えられる。

ウェブサイト目録3の記事は既に存在していない。

また、債権者らは既に債務者に対して組織をあげて糾弾することを表明したり、書店等に圧力をかけて出版妨害したりするなど、自力救済と言える行為を既に行っている(疎乙5, 疎乙31)。債権者らが全国的な組織である一方、債務者が単なる個人であることを鑑みれば、債権者らがこの上司法の力を借りる必要性はない。

#### 6 債務者は「差別の扇動」を行っていないこと

債権者解放同盟は「同和地区の所在地を公開することは部落差別の扇動そのものだ」と機関誌(疎乙31)で断じているが、これまで述べたとおり、債権者解放同盟は過去から現在に至るまで、同和地区の所在地を公開する行為を繰り返してきた。また、同和対策事業自体が同和地区の公開であって、同和対策のために作られた隣保館、集会所、改良住宅が今でも同和地区の目印になっていることは公然の事実である。

関西大学人権問題研究室委嘱研究員の住田一郎氏も債務者と共通する問題提起をしている。住田氏は大阪市同和事業促進協議会 10 年の歩み(疎乙14)の製作に自身の父が関わったことを明らかにした上で、その本が「ネット上に掲載されることも問題はないと考えている」「被差別部落・部落民をオープンにすることと、部落差別がなされることと本来次元が違う問題である」「私たちは同和対策事業の受け皿として被差別部落民である事実を受け入れてきたからである」と述べている(疎乙33 6, 7頁)。



また、住田氏はインターネットでいとも簡単に同和地区の場所を調べることが出来ることを指摘し、さらにそれらの情報の出典について「その多くは部落解放同盟が設立にかかわった解放出版社によって発行された書籍やパンフレットなのである」と述べている(疎乙33 8, 9頁)。

債権者組坂繁之も、過去に小林よしのり氏との対談で「「寝た子を起こすな」は最悪の場合命までも奪いかねない」等と述べ、部落民の出自を明らかにすべきであることを主張している(疎乙35)。同和地区名を明らかにすることは、過去に債権者組坂繁之が主張した「寝た子を起こす」ことに他ならない。

債権者らの過去の行為や主張との矛盾があり、現在の主張も多くの矛盾を含んでいるから、現在のような事態を招いているのである。「寝た子を起こす」のか「寝た子を起こすな」なのか、部落の場所を隠蔽するのか、暴露するのか、債権者らの政治的主張は一貫しておらず、場当たり的である。最大の問題は、そのような場当たり的な主張を、本件のように是が非でも他人に強制しようとすることである。

さらに、債務者の考えを付け加えると、調べれば分かるような部落の場所を隠すこと自体が差別を固定化するものと考えられる。債務者は長らく情報公開制度と同和地区の関係を検証してきたが、情報公開制度は情報を公開するには説明は不要だが、非公開にするにあたっては非公開とする理由を説明しなければならないという枠組みになっており、同和地区の場所を非公開にするのであれば、どうしても「同和地区に住むと差別される」という趣旨の説明をしなければならないのである。

行政や司法はどうしても前例主義となるから、そうすると、「同和地区

に住むと差別される」という見解が前例として固定化され、いつまでたっても差別はなくなるということになってしまうのである。

また、隠せば隠すほど知りたくなるということが人情であり、余計に人の興味を煽ってしまう(実際、先の横浜地裁の仮処分のニュースの後、「見るなどと言われると余計見たくなる」と言って、全国部落調査を見たいと示現舎に電話してきた老人が2人いた)し、同和地区の場所が秘密であるのであれば、公的な立場にいる人は、同和地区の場所を問われても、答えることができないし、相手を「啓発」することもできない。

問題は、誰も「自分は部落差別をする」と言うわけはなくて、あくまで「他人が差別をする」と言って部落差別を正当化することである。例えば、これから同和地区の人と結婚しようとしている人や、同和地区に住もうとしている人に「同和地区に住むと差別される」と言うことは、暗に結婚するな、住むなど言っているに等しいことである。

しかし、同和地区ないしは「部落」の場所を公開にするのであれば、何も説明はいらないし、「同和地区に住んでも安心だ」と堂々と言うことができる。

また、常識的に考えて、これから先40年後も80年後も「同和地区に住むと差別される」ということを前例踏襲して、「同和タブー」を続けられることはあり得ないことで、いずれ同和地区の場所を含めた情報をオープンにしなければならないのは必然である。差別の幻影に怯えて、誰も恐れて先へ踏み出さない状況が続けることこそ、無責任なことである。

従って、債務者の思想信条からすると、全国部落調査を発見してしまった以上、その内容を広く公開する以外の選択肢はあり得ないので

ある。

債権者は、差別を口実に、同和問題に関する情報、議論、一切の表現を独占して、意のままにしようとしているものである。そのような行為こそ、重大な人権侵害である。

#### 証拠方法

疎乙1号証 部落解放同盟綱領 2011年3月4日第68回全国大会決定

疎乙2号証 太政官布告第448号(法令全書 明治4年)

疎乙3号証 示現舎ムック「同和と在日」

疎乙4号証 示現舎ノンフィクション 部落ってどこ？部落民ってだれ？

疎乙5号証 解放新聞中央版2016年4月11日

疎乙6号証 復刻・全国部落調査(別紙目録1の関連資料として提出されている全国部落調査の内容を読みやすく活字化し製本したもの)

疎乙7号証 京都部落問題研究所 Memento 2000年10月25日

疎乙8号証 「ひらくまち」映画製作・配給会社シグロ

疎乙9号証 ヒューマンジャーナル2016年3月

疎乙10号証 部落解放 1977年12月

疎乙11号証 横浜地方裁判所川崎支部通知書 平成28年4月7日

疎乙12号証 鳥取市における同和減免資料

疎乙13号証 示現舎・失業手当の同和上乗せを申請してみた(前編)

疎乙14号証 大阪市同和事業促進協議会10年の歩み(1963年)

疎乙15号証 同和对策審議会答申(附属書類全文)昭和40年8月11日

疎乙16号証 衆議院会議録情報 第082回国会 内閣委員会 第5号

疎乙17号証 部落解放鳥取県企業連合会規約

疎乙18号証 鳥取県議会会議録平成20年6月12日

疎乙19号証 部落問題研究1988年10月

疎乙20号証 隣保館等の概要と地区の状況について(新田地区)2011年8月滋賀県  
草津市作成

疎乙21号証 日本共産党甲賀市議員団ニュース2014年9月9日

疎乙22号証 那珂川町議会:平山議員の質問、録音の確認作業 懲罰特別委が初  
会合 /福岡 - 毎日新聞

疎乙23号証 大阪の同和事業と解放運動 1977年5月10日部落解放研究所

疎乙24号証 差別とのたたかい 部落解放運動 20年の歩み 1967年12月部落解  
放同盟長野県連合会

疎乙25号証 50年のあゆみ 2003年2月10日社団法人大阪市人権協会

疎乙26号証 大阪府からの情報開示請求にもとづく厚労省回答 2010年12月13日

疎乙27号証 隣保館と社会資源等の連携状況アンケート調査 2010年社会福祉法  
人 大阪府総合福祉協会

疎乙28号証 因幡誌 近代デジタルライブラリー

疎乙29号証 地域改善対策協議会意見書 1986年12月11日

疎乙30号証 大阪同和问题企業連絡会編集足跡—この十年 1988年2月22日大  
阪同和问题企業連絡会

疎乙31号証 解放新聞中央版2016年4月4日

疎乙32号証 小林健治と有田芳生に対抗する 全国部落解放協議会 5年のあゆみ

疎乙33号証 関西大学人権問題研究室室報2011月1日

疎乙34号証 関西大学人権問題研究室室報2012月1日

疎乙35号証 ゴーマニズム宣言・差別論スペシャル 幻冬舎1998年8月25日